

令和6年12月16日

◎久保委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎久保委員長 本日から委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程につきましては、御手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、あさって18日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程につきましては、御手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち、人件費の説明は部局長の総括説明とし、各課長の説明は省略したいと思いますので、御了承願います。

#### 《労働委員会事務局》

◎久保委員長 最初に、労働委員会事務局についてであります。

それでは、議案につきまして、事務局長の説明を求めます。

◎山本労働委員会事務局長 12月補正予算案につきまして御説明させていただきます。御手元のタブレットの資料3右側の説明欄を御覧いただきたいと思います。人件費関係でございます。人件費補正の主な理由につきましては、今議会で上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係ります、給与月額及び勤勉手当等の改定と、職員の新陳代謝等によるものでございます。また、事務局運営費には、会計年度任用職員改定分につきまして、同様に計上しているところでございます。

説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

#### 《商工労働部》

◎久保委員長 次に、商工労働部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了

承願います。

◎岡田商工労働部長 商工労働部の提出議案の概要を説明いたします。一般会計補正予算です。2ページお願いいたします。今回の補正は6課全ての人件費補正含め、合計で1億3,684万3,000円の増額補正をお願いしています。人件費補正の主な理由は、今議会に上程しています職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る、給料月額及び勤勉手当等の改正を反映したこと、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員改定分も同様に計上しています。

人件費以外では商工政策課から、国の電気料金負担軽減措置の対象外となっている、特別高圧電力を利用する事業者への給付金8,600万円余りの増額補正と繰越明許費をお願いしています。また、雇用労働政策課は、高知高等技術学校の実習棟改修工事に係る繰越明許費と、高知県就職支援相談センター、通称ジョブカフェこうちの委託運営に係る債務負担行為をお願いしています。詳細につきましては、後ほど担当課長より説明いたします。

最後に、審議会の開催状況の御報告です。3ページをお願いします。商工政策課所管の高知県中小企業・小規模企業振興審議会は、先月11月25日に開催し、中小企業・小規模企業振興指針に基づく施策の総括や、指針の見直し(案)、令和7年度の取組の強化の方向性(案)などについて御審議いただきました。御意見を踏まえて、次回の審議会で再度御審議をお願いする運びとなっています。次の経営支援課所管の高知県大規模小売店舗立地審議会は、11月12日に開催し、m a cの田井店と伊野店、また、仮称ですがドン・キホーテ高知店に関して、店舗が立地する周辺地域の生活環境の保持の観点から、施設の配置や運営方法など設置者が配慮すべき事項について御審議いただき、意見なしとの答弁をいただきました。なお、県からドン・キホーテに対しては、今回の届出内容は、大規模小売店舗立地法の規定に関する意見はなしとしています。注目度の高い店のオープンになることから、近隣の渋滞等も懸念されますので、住民からの要望には真摯に対応するよう要請しています。

総括説明は以上です。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈商工政策課〉

◎久保委員長 初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎津口商工政策課長 当課の補正予算案について御説明いたします。1ページの右端の説明欄を御覧ください。4特別高圧電気料高騰対策事業費において、事業者への給付金8,621万4,000円を計上しております。こちらは全額、国の重点支援地方交付金を活用する事業でありまして、追加提案をさせていただいたものとなります。詳細は後ほど御説明いたします。

3ページをお願いいたします。繰越明許費明細書でございます。この給付金事業は、給

付が全て完了するのが来年度となりますことから、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

次に、事業の詳細について御説明します。4ページをお願いします。まず、背景・目的でございますが、今回の事業は、国の電気料金負担軽減措置の対象外となっている特別高圧電力について、国の交付金を活用し、県独自の支援を実施するものです。背景としましては、国は、酷暑乗り切り緊急支援として、本年8月から10月にかけて電気料金の値引きを実施し、また、今回の総合経済対策で、来年1月から3月分の値引きを実施することとしています。国によるこの措置は、低圧電力と高圧電力を対象としており、大量の電気が必要となる工場などが利用する特別高圧電力は対象外となっています。このため、本県では、これまでも特別高圧電気料金の高騰により収益を圧迫している事業者を支援するため、国の電気料金負担軽減措置に連動した支援を、臨時交付金を活用し実施してきたところでございます。

資料中段の給付金の概要の1 給付対象者ですが、特別高圧電力を利用する鉱工業者と商業施設の運営事業者及びそのテナントとなります。ただし大企業につきましては、企業体力などを踏まえ、県内で特別高圧を利用する事業所・店舗の営業利益額が、前の事業年度比で減少しているものを対象としております。2 給付対象期間は、本年8月から10月、そして来年1月から3月までの使用分となります。3 給付方法ですが、給付対象期間に事業者が使用した特別高圧電力使用量に対し、1キロワットアワー当たりの給付金単価を乗じて得た額を給付します。4 給付額の算定方法については、給付金単価掛ける給付対象期間の特別高圧電力使用量で算出します。給付金単価につきましては、電力使用量に応じて事業者ごとに電力会社との契約単価が異なるため、事業者ごとに算出することとしています。具体的な計算式は、資料に記載しておりますとおり、国の高圧電力の値引き単価に、右の点線で囲んだ計算により算出した事業者ごとの単価を乗じて算出します。なお、大企業につきましては、企業体力などを踏まえ、単価を2分の1としております。最後に、右側の8のスケジュールです。予算の議決をいただければ、想定される事業者への制度の周知を開始します。申請期間は、本年8月から10月使用分は2月末まで、来年1月から3月使用分は5月末までとし、審査完了後、順次給付したいと考えております。

以上で、商工政策課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 説明いただいた特別高圧電気料金ですけど、県内でこれを利用している業者は多いんですか。

◎津口商工政策課長 これまで使用した事業者数は38社になります。内訳といたしましては、鉱工業者が9社、商業施設の運営事業者が1社、テナントが28店舗となっております。

◎武石委員 この御時世だからこういった支援をするのは重要だと思います。結構大きな

量販店もこれを使っているんですか。

◎津口商工政策課長 大規模な商業施設、具体名を言いますとイオンモール高知1店舗になります。

◎寺内委員 関連して、38社の中で営業利益額が減少したところということなんですけど、支援を想定されているのは大体何社ぐらい。

◎津口商工政策課長 大企業に限っては、営業利益額が減少していることを要件としております。今想定している大企業は4社ございまして、営業利益額が減っているかどうかを、最後申請のときに確認させていただきまして、支給するかしないか決定することになります。予算上は、4社全て計上させていただいております。

◎寺内委員 大規模企業体であっても、電気料金の高騰緊急援助は、このような形でぜひやってもらいたいと思うのでよろしくをお願いします。

◎今城委員 補助期間の11月、12月のブランクはどういう理由ですか。

◎津口商工政策課長 資料4ページ上の右の表を見ていただくと、これまで県は、国の高圧電力の支援と連動した形でやらせていただいております。第3期のところを見ていただくと国は8月から10月を酷暑支援で、今回の経済対策を第4期として1月から3月ということで、あくまで国が低圧、高圧を支援した同等の期間を特別高圧でも支援させていただく思想でやっております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

#### 〈雇用労働政策課〉

◎久保委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎杉本雇用労働政策課長 当課の補正予算について、資料②議案説明書（補正予算）により御説明させていただきます。1ページを御覧ください。まず、繰越明許費です。高等技術学校施設等整備事業費につきましては、高知高等技術学校実習棟の屋根ふき替え工事の設計を行う中で、追加工事の必要が生じました。この工事は、国の補助金を活用することとしており、補助金の増額申請に当たりまして、国との調整に日時を要しましたことから、年度内の工事完了が見込めなくなりましたため、繰越しをお願いするものでございます。

次に、債務負担行為です。2ページを御覧ください。就職支援相談センター事業実施委託料につきましては、若者の就職をサポートするための施設であるジョブカフェこうちの運営を委託するものでございます。現在の委託期間は、令和7年3月31日までとなっております。引き続き4月1日からも求職者の皆様に利用していただきますよう、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 ジョブカフェこちらの利用者の人数とかその内容、成果とか概要の説明をお願いします。

◎杉本雇用労働政策課長 ジョブカフェこちらにつきましては、令和5年度の実績としまして、相談件数は2,000件余りになっております。就職者数は、就職氷河期世代と若者世代を合わせまして、約600名の実績になっております。ジョブカフェこちらで最近多いことといたしましては、就職に関して新たな問題といたしますか、なかなか就職にうまくつながらない人もかなり増えてきておりますので、就職に関する手厚い支援が増えてきている状況でございます。

◎武石委員 成果が上がっているなど実感させてもらいました。就職につながらない理由とすれば、希望の就職先が見当たらなかったこととか賃金の問題とか、つながらない理由は、どんな傾向にありますか。

◎杉本雇用労働政策課長 賃金もあろうかと思いますが、賃金以外のところでも、例えば働きやすい環境を求められる方も最近多いようでございます。

◎武石委員 就職氷河期という説明もありましたけど、相談者の男性女性の比率、それから年齢層とかお分かりになればいいですけど。

◎杉本雇用労働政策課長 数字を調べまして、御連絡をさせていただきます。

◎はた委員 2,000件の相談のうち、就職につながらない方も増えているとのことなんですけれども、そういった方への手だてが、現場のセンターの方で十分できる予算だったり人員体制なのか。その点の県としての評価は、どう見られているのか。

◎杉本雇用労働政策課長 支援的な人数としましてはキャリアコンサルタントの方を含めまして、ある程度人数をお願いする形になっておりますので、体制としましては整っているのではないかと考えております。

◎はた委員 就職したいけれど結びつかない若者たちのニーズが、すごく多様化していると思うんです。その多様性に見合う体制だったり、専門家を構えるのが、センターとして苦勞しているところだと思うんですけれども、県として、いろんな機関と連携したり、どうフォローしていくのが、センターの皆さんも期待しているとは思っています。予算だけではなくて、予算とセットで、県はどのようなフォロー体制で臨むのかお聞かせください。

◎杉本雇用労働政策課長 具体的なところは申し訳ございませんが、今後も引き続き、センターと定期的な協議とか打合せも行っておりますので、そうした中で、皆様から御意見もいただき、どういったところが1番いいのか考えてまいりたいと思っております。

◎寺内委員 就職の関係で若い方から聞いているのは、面接のアドバイスもよくいただいていると。もう一つは、先ほど600名の就職とのことだったんですが、トライアル雇用の活用も丁寧に教えてくれて、よくやってくれているので、若い方は喜ばれているんです。トライアル雇用は600名の中には入っていないと思うんですけれども、トライアル雇用の件数な

んかはどうですか。

◎杉本雇用労働政策課長 先ほどの件数の中には入っておりません。数字的なものは調べまして、後ほど御連絡させていただきたいと思います。

◎寺内委員 件数は結構ですので、どんどんやっていただいて。かなりの裾野の分をやっ  
ていただいていることを評価したいと思っています。

ジョブカフェこうちは、高知市の中心、帯屋町の商店街にあり、若い方が頻繁に行かれています。県内でハローワークとジョブカフェといたらジョブカフェの支援がかなり手厚い、ハローワークと差があると思うんです。高知市及び近隣だったらよくジョブカフェこうちに行くと思うんですけど、どうしても高知市中心になるので、県内西東の若い方はどのようになるでしょうか。

◎杉本雇用労働政策課長 東の方は高知市に来ていただいている状況でございます。西は四万十市にサテライトがございます。週3日の営業になっておりますが、そちらで開設しておりますので、御利用いただく形になっております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、雇用労働政策課を終わります。

◎岡田（竜）委員 部長報告の中の経営支援課の内容について質問したいんですけど、大規模小売店舗立地審議会の報告をいただきました。仮称のドン・キホーテについて少しお聞きしたいんですけども、店舗北側の混雑状況について、国道混雑時解放と示されているんですけども、平時は閉めて、国道側の入出庫が混雑した時にだけ開けるという認識でよろしいですか。

◎崎村経営支援課長 委員ご指摘のとおり、混雑時には適宜対応するという事で、基本的には西から東に行って店舗に入ることはしないことにしております。渋滞が生じれば適宜対応することとしておりますし、開店後も含めて、随時やり方を検討していくと聞いております。

◎岡田（竜）委員 決まったことの周知はどういう形でされるようになっていきますか。

◎崎村経営支援課長 今、事業者からお聞きしているのは、今回、プレオープンという形で事前にお店を短時間オープンさせていただき、実際にグランドオープンした時に渋滞が生じないか試験するようにしております。その際、ドン・キホーテに入る時にはこういう入り方をしてくださいと周知しまして、それからオープン後も随時、店舗内などでも周知するように考えているとお聞きしております。

◎岡田（竜）委員 県の対応についてお聞きしたいんですけども、11月25日に知事名で仮称のドン・キホーテに対して大規模店舗についての意見が出されています。そこに交通渋滞に関して、当該大店舗の影響について引き続き検証を行い、住民等からの要望があった場合は真摯に対応するようとなっておりますけれども、どのような形で検証して、公表し

ていくのか教えていただけますか。

◎**崎村経営支援課長** ドン・キホーテの届け出については、法的なものはクリアしておりますので、意見なしとしておりますが、先ほど部長から説明したとおり、注目されている店舗なので当然渋滞も起こるかと思います。実際のオープン後、届け出どおりに駐車場の確保等ができていない場合や、設置側に状況などに変化があって、事業者の責任で悪影響を及ぼした場合は県としても法律に基づいてどういう状況になっているか報告をさせるようにしております。

◎**岡田（竜）委員** 要望は随時受け付ける形とあってよろしいですか。

◎**崎村経営支援課長** 要望があれば経営支援課で受け付けるようにしております。

◎**岡田（竜）委員** 営業時間、あといつオープンするかがどうなっているか分かっていたら教えていただけますか。

◎**崎村経営支援課長** 届け出どおり、1月20日、24時間オープンと聞いておりますが、ただ警察や地元と調整しておりますので、県には具体的にいつ頃という情報が入っておりません。

◎**武石委員** 前を通る際に眺めるくらいで、現地に足を運んで見たことがないので構造がよく分からないんですけど、近隣の方から不安の声が聞こえてくるのは、渋滞の話もありましたけど、横断歩道に車が入っていく時の歩行者の安全とかが心配という声を聞いたことがあるんです。審議会ではそういう議論はされていますか。

◎**崎村経営支援課長** 審議会の中で、小学生の通学時間とかは委員もご指摘というか、注意してくださいという話をしまして、事業者のほうも、誘導員が立つとか配慮はしていくと。先ほど申しあげたとおり、今後も随時改善できるのであればやっていると事業者から報告を受けております。

◎**武石委員** ぜひ通学時間帯とかは、しっかり安全を確保していただくように、審議会でも御議論いただきたいと思います。

◎**久保委員長** これで、商工労働部を終わります。

#### 《農業振興部》

◎**久保委員長** 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**松村農業振興部長** 農業振興部の提出議案について総括説明させていただきます。当部に関わります議案は、令和6年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算に関する議案でございます。

議案補足説明資料の2ページでございます。農業振興部の令和6年度12月補正予算総括

表の一般会計をお示ししております。今回の一般会計の補正は、総額で3億7,652万円の増額をお願いするものでございます。全ての課において補正予算を計上しております。補正予算の内容としましては、各課の人件費の補正で1億3,480万円余りの増額、人件費以外の補正として、畜産振興課の配合飼料高騰への対策と、農業基盤課の国の経済対策の活用などで、約2億4,170万円の増額となっております。

3ページをお願いします。令和6年度12月補正、農業改良資金助成事業特別会計補正予算総括表をお示ししております。総額で48万円余りの増額補正をお願いするものでございます。こちら人件費の補正となっております。人件費の補正については、一括して説明させていただきます。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものでございます。また、会計年度任用職員改定分につきましても、同様に計上しております。次に、繰越明許費について該当するのは、畜産振興課と農業基盤課でございます。詳細はこの後、畜産振興課長及び農業基盤課長より御説明いたします。以上が補正予算議案の概要でございます。

4ページをお願いします。各種審議会の審議経過等についてでございます。高知県農林業基本対策審議会及び高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会の実績と今後の開催予定等について記載しております。高知県農林業基本対策審議会につきましては、農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画の変更について、委員の皆様にご審議いただくとともに、産業振興計画の農業分野、林業分野の今後の取組の強化の方向性等について報告いたしました。また、高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会につきましては、今年度第1回目の部会を10月22日に開催し、産業振興計画の農業分野の今後の取組の強化の方向性等について御報告いたしました。続きまして、報告事項について御説明いたします。報告事項は1件で、「(仮称)四万十市新食肉センター建替工事プロポーザル審査会」の結果についてでございます。詳細については後ほど畜産振興課長から御説明いたします。

以上で、私からの説明を終わります。

#### 〈畜産振興課〉

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課の補正予算案について御説明いたします。歳入の説明は省略させていただきます。歳出を御説明します。1畜産振興費の右端の説明欄を御覧ください。3畜産生産基盤強化事業費の下ですけれども、畜産経営体質強化緊急支援事業委託料でございます。配合飼料価格は、依然高止まりしておりまして、配合飼料価格安定制度により



ます補填金の発動もないことから、畜産経営に大きな影響を与えているところがございます。今後も、こうした状況が継続すると見込まれますことから、緊急的な経営支援をお願いするものでございます。

それでは、ポンチ絵を使って詳細を説明させていただきます。次のページに移りまして現状・課題の欄を御覧ください。①配合飼料価格につきましては図1に示しますとおり、原料となりますトウモロコシなどの出来具合や、為替の変動によりまして、令和6年度も第1第2四半期ともに高止まりしており、第3四半期以降も大幅に値下がりする見込みがない状況でございます。また、国においては、配合飼料価格の高止まり対策としまして、セーフティーネットであります②配合飼料価格安定制度、以下制度と略しますけれども、これによる補填が発動するよう、令和5年度に特例を設けましたが、連続3四半期までの発動としたために、令和5年度の第4四半期以降は発動がない状況でございます。そのため、図1のグラフの赤の棒で示しています生産者負担額は、令和6年度第2四半期に過去最大となる見込みでございます。仮に、令和6年度第3四半期以降も、生産者負担額を据置きますと、令和5年度と比較した令和6年度第3第4四半期の生産者負担額の増加率は、およそ10%となります。これは、現在生産者が取り組んでおります飼料コストなどの削減目標の5%を上回る増加率となります。

下の対策の欄を御覧ください。こうした状況を踏まえまして、今後の飼料コスト削減や、生産性向上による経営体質強化を図るためには、生産者の配合飼料費の負担軽減が必要であると考えております。事業内容につきましては、配合飼料価格の高止まり分の2分の1相当額を購入数量などに応じて支援することとしております。支援単価につきましては、図2に示しますとおり、配合飼料価格の高止まり分、すなわち令和5年度と比較しました生産者実質負担額の増加分の2分の1相当額、1トン当たり4,500円を上限としまして、期間につきましては、令和7年1月から3月までの支援をいたします。委託先につきましてもこれまでの県の支援と同じく、制度の実施主体としております。対象者につきましては制度に加入し、図3に示します畜産の構造転換対策メニューを選択しまして、改善に取り組む畜産農家としております。

次のページをお願いします。繰越明許費でございます。今御説明しました畜産経営体質強化緊急支援事業委託料の繰越しでございます。本事業は、配合飼料の購入実績により支援額が確定するものでございまして、令和7年1月から3月までの購入実績が確定しますのは令和7年5月となるために、全額繰越しをするものでございます。

当課からの説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 先日も養豚農家のお話を聞かせてもらって、課長の説明にあった、配合飼料の高騰でかなり頭が痛い、とにかく円安が憎いと言っていましたけど。本当に喫緊の課

題ですので、こういう支援策を講じていただくことはぜひともよろしく申し上げます。それともう1点出た課題が猛暑で、畜舎の室温も高くなって心配だと。クーラーなんか入れようものならまた莫大な経費もかかる。実際、窪川の養豚場から出荷するために、トラックに乗せて豚を運んでたら、順調に走ってたなら風も入っていいんでしょうけど、車のトラブルがあってサービスエリアに車を停めたときに、豚が十数頭死んでしまったことがあった。昨年、委員会で鹿児島県へ視察に行ったときに、暑さ対策を聞いたら、運送中もミストなんかを噴霧して暑さ対策しているっていうお話もあったんです。これから暑さ対策にまたコストがかかってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺りの見通しでもあれば、お聞かせいただきたいと思います。

◎谷本畜産振興課長 委員のお話にありましたように、家畜の場合は汗腺という汗を出す部分が発達しておりませんので、暑熱対策は非常に重要です。現在やられているのは出荷を涼しい時間帯に行くことと、ミストの工夫もあるようですので、そうした支援ができないかどうか確認いたしますし、また御希望がある農家にお話を聞いて取り組んでいきたいなと思っております。大変重要な対策だと思っております、この事業でも生産性向上メニューの中にそういった取組をしていただくように位置づけているところでもございます。

◎武石委員 それと課長も重々御承知のとおり、豚熱とか鳥インフルエンザとかの防疫体制もかなり気になるところですけど、豚に限ってでもいいですけど、その対策ですよ。野生イノシシを駆除する取組をされているし、ワクチンの注射もしていただいていると思うんですけど、その辺の状況についてお聞かせください。

◎谷本畜産振興課長 豚熱対策で1番重要なのは、農場に病原体を入れないこととございまして、以前から農場における飼養衛生管理基準、具体的には消毒の励行をしっかりとやっていただく。それと、飼っている豚にはワクチンを的確に接種することとでございます。あわせて、病原体を運んでいるのはウイルスに感染した野生イノシシとのこととございますので、猟友会の皆さんのお力も借りながら、野生イノシシの集まりやすいところに食べるワクチンを散布して抗体をつくっていく取組。それと、養豚場の近くにイノシシが出没するあるいはその近くで感染したイノシシが見つかったということですので、今、国の事業で進めております捕獲強化の取組についても捕獲量を増やすなど重点的に、トータルで豚熱対策を進めている状況でございます。

◎はた委員 大事な予算だと思うんですけども、行き届くか十分かというところで、大きく2点聞きたいと思っております。支援する対象期間が、令和6年度第4四半期分にとどまっている。図1で見たら、令和6年度は第1期から跳ね上がっていて、餌を食べない家畜なんていないので、どこも大きな負担を抱えてきたという面では、対象を第4四半期だけとしていることが十分なのかどうか。委託先の基金協会がどういう判断されたかもあるんですけど、現場からすればみんな餌を食べていて、そこが十分かどうかが一つです。

もう一つが対象をどこにするかで、図3でコスト削減の努力しているとか、生産性を上げているとかなんですけど、武石委員が言われたように、自然相手に頑張っても、生産性の数字で評価される場合に、上がっていない、上がらないのが当然だと思うんです。対象者の制度設計上、現場に生産性向上を当てはめてしまうと、行き届かないのではないかと心配するんですけれども、その点をお願いします。

◎谷本畜産振興課長 1点目の支援期間ですけれども、配合飼料価格が国から公表されるのは四半期が終わった翌月です。令和6年第1四半期については7月に判明するわけなんですけど、ここで価格自体が一旦下がっています。第2四半期は10月に分かって、その時点では確かに高止まりはしていたんですが、補正予算のタイミングから言うと、少しずつれてしまいましたので、このタイミングになってしまったということです。遡及する議論もあるわけなんですけれども、今後、取り組む農家の皆様に対しての支援ということで、第4四半期になりました。今後も価格動向、そして国がまた特別に対策するのであれば動きを見ながら、今後の県の支援については検討していきたいと思っています。

もう1点行き届くかとの議論なんですけれども、令和5年度から、海外に原料を依存する上ではこういったことがずっと続くだろうということで、この事業名にもあるんですけれどやっぱり経営体質を強化しなければいけない。ここは県の思いと農家の思いはほぼ一致しています。飼料コストの削減とか、あるいはデジタル化とか進めながら一生懸命取り組んでいらっしゃるんで、取組をされている間の支援として、この取組もしていこうと。農家からも、一生懸命やっているんだけど高止まりして大変だとのことでしたので、私ども今回、こういった事業を構えたといったことですので、行き届いているのではないかと考えております。

◎はた委員 期間の遡りについて、否定はされなかったという判断でいいでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 これからの取組への支援ですので、遡りはしておりません。

◎はた委員 今回は第4四半期の予算ですけれども、部として、遡りも含めた支援を考えているのかどうか。

◎谷本畜産振興課長 遡りは考えておりません。今後の継続について検討しているということでございます。

◎はた委員 実態で遡る必要があるのであれば、やっぱりそこも検討していただきたいと要望したいと思います。それと、対象者を審査するのは県になるんだと思うんですけれども、行き届くような審査の過程を踏んでいただきたいと、要望しておきたい。

◎武石委員 配合飼料について、先日、業者とのお話で、アメリカ産のトウモロコシが不作でブラジル産のトウモロコシを買い付けたと聞いた記憶があるんですが、産地を変えたことによる運送コストがかかってくるのか。

それと、昨年、特にこの委員会では物流24年問題が喫緊の課題ということもあって宮崎

県とか鹿児島県にどういう対策をしているのか調べに行ったんですけど、先週、飼料業者に聞いたんですけど、24年問題はもうクリアして順調にいらっていますっていうことだったんですけど、そういうことでよいのか。それから、輸入国を変えることによる運送コストなんかも、価格の高騰に影響しているのか御説明いただけたら。

◎谷本畜産振興課長 価格の変動に輸送コストが関連しているかといえば関連しております。ただ、原材料を海外から輸入しているので、複雑に要因がからみ合う。時期によっては確かに海上運賃が上がったこともあるんですけども、複合的なものだと理解しております。特にトウモロコシの輸入相手国は、アメリカとブラジルでほぼ100%でございます。出来高を見てブラジルかアメリカを選択しますし、当然取引価格もありますので、輸入している飼料メーカーが選択していると思います。そういった中で、輸送コストが特徴的に影響している時期はあると思います。

今後の見込みですけれども、アメリカでの出来高が非常に良い一方、ブラジルは気候の心配があるとのことで、ここが影響するのではないかという見込みがあって、円安もありますけれども、価格がドラマチックに落ちる見込みはないので対策についても考えさせていただきます。24年問題については、特段飼料メーカーからは聞いておりません。

◎武石委員 クリアしているらしいですね。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、畜産振興課を終わります。

#### 〈農業基盤課〉

◎久保委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎大和農業基盤課長 当課の補正予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。まず令和6年度当初予算におきまして国からの割当て内示の減に伴い、補正する事業につきましては、3目の県営土地改良事業費の説明欄1かんがい排水事業費と、3県営農業水路等長寿命化事業費になります。次に国の経済対策に伴い増額補正する事業について御説明いたします。同じ3目の2経営体育成基盤整備事業費は、農業の生産性向上や担い手への農地集積を図るために、圃場整備を推進するものでございます。次に、4目の団体営土地改良事業費の説明欄1団体営農村整備事業費は、農道の長寿命化を図るために、機能保全計画の策定を支援するものです。5目耕地防災事業費の説明欄1地すべり防止事業費は、地滑り指定地域におきまして、地滑り対策を行うものでございます。

2ページを御覧ください。2県営ため池等整備事業費は、農業用ため池の耐震補強対策などを行うものでございます。以上、国の経済対策に伴う増額、令和6年度当初予算の国からの割当て内示による減額、これに人件費の増額を含めた2億2,478万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。3ページを御覧ください。3目県営土地

改良事業費の経営体育成基盤整備事業費は、計画調整に日時を要し、工事完成が翌年度になることが見込まれるため、新たに繰越しの議決をお願いするものでございます。

4 ページを御覧ください。国の補正に対応した予算について、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上で、当課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 以前、県営ため池整備事業が、不調・不落でなかなか入札が成立しなかったことがありましたよね。それから見積りをとって行うことによって、不調・不落も随分減ったと思うんです。その原因を当時業者に聞いてみると、例えば讃岐平野のようなため池のことを皿池と言っていて、高知県のような山間部の山の上にあるようなため池を谷池と呼び、讃岐平野のようなため池の歩掛でやられたのでは谷池の工事はできないという業者の声も聞いて、それを県も把握して歩掛の見直しを行ったということだと思っんですけど、その後、不調・不落はあまり出ていないですか。

◎大和農業基盤課長 令和6年度は5件入札を行いまして、1件不調・不落が出ております。ただこの1件につきましても再入札を行い、業者に落札いただいているところです。

◎武石委員 ぜひそのように執行していただきたいと思います。一方で、圃場整備の入札状況はどうですか。

◎大和農業基盤課長 圃場整備もおっしゃった見積り活用方式を採用して、令和3年度は56%の不調があったんですけど、令和5年度は31%と減ってきている状況です。本年度につきましては、12件発注しまして3件の不調が発生している状況になっています。

◎武石委員 圃場整備の工事は天候にも左右されるし、土工が多いからあまり単価が乗らないとかで、業者からは好んで取りたい事業ではないし、中山間地域の建設業者も従業員数が減ってきて、体力がない。圃場整備すると、割と大きな建設機械も必要になりますけど、だんだん圃場整備する体力がなくなってきつつあるのも気になるところなので、その辺も見極めながら、この事業を進めていただきたい。これは要請しておきます。

◎はた委員 増額予算になっている経営体育成基盤整備事業費3億6,000万円余りの必要性というか、具体的にどういうことに使われていくのか詳しくお聞きしていいでしょうか。

◎大和農業基盤課長 圃場整備に当たりまして、地元調整も整って工事に備えて来年の作付も休耕していただける地区に、補正予算をとって、少しでも早く着工していくため、そういう地区に予算を張りつけている状況です。

◎はた委員 こういった作付の状況に合わせて補正を組んでもらえることを、各経営体は知っているのか、周知が行き届いているのかどうか、どんな状況でしょうか。

◎大和農業基盤課長 補正予算の前には、市町村を通じて早期に着工できるかどうか、地元の体制が整っているかどうか調査もかけますので、地元には話がいつているはずですよ。

◎武石委員 さっき建設業者の体力が、とお話しましたが、そのためにもICT土木施工で人手不足を補っていくとか、熟練工を要しなくなるとか、業者からも実際そういう話を聞きます。たしか窪川地区のため池でもICTの検証もしていただいたと聞いていますが、ICT土木施行を推進するためのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

◎大和農業基盤課長 令和6年度においてもICTに取り組んでる工事が18件で、内訳はため池が11、圃場整備が7です。今後、人も技術者も減る中でICTは必要だと考えていますので、促していく考えを持って取り組んでいくところです。

◎今城委員 ため池の改修工事で今年の夏は異常な渇水で、工事中に農業者の皆さんが水が足りなくなってトラブルになったと聞いているんですけど、やっぱりため池は施工時期についてシビアなこともあるので、地元の皆さんとどんなに協議されていますか。

◎大和農業基盤課長 ため池の工事は、一定土工もあるので、雨季は避けたい、灌漑期を避けたい、水がいる時期は避けたいところがあります。ただ、短時間で終わる工事ではありませんので、水については、地元の生産者、水利組合とも話をして、どうしても水が要るときには仮の池を造ったり、対策は取っています。ただ、気候の関係で渇水になると、そこまではなかなか調整が行き届いていないのは事実なので、今後十分考慮して工事を進めていきたいと考えています。

◎今城委員 非常に困るんですね。農業者の皆さんで話し合ってもらうのが1番ですけど、片一方の方は聞いていないとかいう案件もあるんですね。ぜひ、スムーズに行くように、説明して工事着手を。

◎大和農業基盤課長 しっかり周知して取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

◎はた委員 減額補正になっている県営農業水路等長寿命化事業費ですけれども、現場の方とか、新たに就農したい意欲を持っている方にお話を聞くと、やっぱり水がきちんと安定的に流れてくるのか、この水路の問題はすごく大事だと思うんですけど、予算が減っているのはなぜなのか、お願いたします。

◎大和農業基盤課長 予算が減っているのは、国の内示による減がございますので、我々としても、しっかり予算の確保には努めていきたいと考えています。

◎はた委員 県としてはやりたかった。国にお願いもしているけれども、国が予算の内示を出さないというか動かないので、減額補正するしかなかったと。つまり、計画が動いていないことになるんでしょうか。

◎大和農業基盤課長 事業は進んでいますけど、当初予定した目標に対しては、若干届いていない状況になっています。

◎はた委員 ぜひ国に言っていただいて、早期に国の内示を出していただいて進むように、県としても努力していただきたいと要望しておきます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、農業基盤課を終わります。

これで、農業振興部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎久保委員長 続いて、農業振興部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈畜産振興課〉

◎久保委員長 「(仮称)四万十市新食肉センター建替工事プロポーザル審査会」の結果について、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 9月の定例会におきまして令和10年度までの債務負担行為の議決をいただきました、四万十市の新食肉センターにつきまして、11月にプロポーザルが実施されましたのでその結果を報告いたします。

1 プロポーザルの概要を御覧ください。事業実施主体でございます一般社団法人四万十食肉公社におきまして、整備費の総額でございます62億9,500万円を上限といたしまして、実施設計・施工一括発注のプロポーザル審査会を11月8日に開催し、1企業体が参加したところでございます。

2 プロポーザル審査委員を御覧ください。当日の審査委員につきましては6名で審査を行いました。県からの参加者につきましては、四万十市から建築の技術的な提案の審査を想定しているとのことで、技術職員にお願いしたいとの依頼に基づきまして、土木部の建築課長が参加しております。

3 審査結果を御覧ください。その結果、当該企業体の価格提案が上限価格内に収まっていなかったために、受託候補者の選定には至りませんでした。

4 今後の対応を御覧ください。四万十市及び一般社団法人四万十食肉公社におきまして、プロポーザルに参加しました企業体に対するヒアリングを行い、上限価格に収まらなかった要因を整理するとともに、当該企業体以外の事業者への聞き取りなどを行いまして、事業費の見込みを改めて精査すると聞いております。四万十市はこの結果を踏まえまして、今後の方針について、県を含めた関係市町村と協議の上、できるだけ早期の発注に向けて取り組むとしております。県としましても四万十市と連携し、早期整備の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

当課からの説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 一義的に四万十市の話ですから、県にいろいろ聞いてもと思うんですけど、県も最大限努力していただいて、早期整備が実現するようによろしくお祈りしますと要請しておきます。

◎寺内委員 四万十市もこれまで県から指導もあっていろいろ検討してきてサウンディング調査をしてきたと思うんです。その結果が十分生かせなかったのは残念なところですけど、今資材の高騰、物価の高騰、人件費の高騰があるんですけど、高騰の影響を受けているのか、県はどのように分析されているのか。

◎谷本畜産振興課長 今、四万十市と一般社団法人四万十食肉公社において要因を分析しておりますので、その分析結果を見ながら、私どももその分析に参加しながら、今後の事業費の見込みについて精査していきたいと思っております。今時点でですね、委員にお答えするような情報は持ち合わせておりません。

◎寺内委員 それは事業者もあることですから。高知市の食肉センターは牛で、四万十市の食肉センターは豚で決定して、県民に周知もされて動いていますので、ぜひ四万十市の方も完成できる方向で協力していただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

◎はた委員 審査結果について、上限価格に収まっていなかったということなんですけど、具体的に、整備計画約63億円の上限に対して、どの程度収まっていなかったのか、具体的な理由は何なのか。分かっている範囲でお聞きしたい。

◎谷本畜産振興課長 まず、上限額に収まっていないのはどのくらいなのかとの御質問ですけど、実際プロポーザルを実施しました食肉公社において、その部分については公表しておりませんので、それについては差し控えたいと思います。2番目の要因については少し御説明しましたけれども、今その要因の分析を行っております。その結果に応じて、今後どうするか協議していきたいと思っております。

◎はた委員 要因分析はどんな項目を分析されていますか。

◎谷本畜産振興課長 それにつきましては四万十市と食肉公社が行っているものですから、まだ精査中で私どもも詳しい結果についてはお聞きしておりません。進捗については確認しているところなんですけれども、今ここでお話できるような情報は持ち合わせておりません。

◎はた委員 審査の結果を受けて、議論した上での工事着工になっていくと、早期整備は大丈夫なのかと不安もあると思うんですけど、どういうめどで分析結果を発表し、工事計画を進めていかれるのか、スケジュールの見通しについてお願いします。

◎谷本畜産振興課長 現在、事業費の見込みについて精査しておりますけれども、年度内に分析を終えて、今後の対応といいますか取組について県や市町村と協議して、仮に増額する場合においては、6月補正予算に間に合うような形で進めていきたいと四万十市から聞いております。

◎武石委員 質問ではなく感想ですけど、寺内委員がおっしゃったサウンディングに、私も期待していたんですけどね。けど出てきた結果が、サウンディングによって減少した額が少ないなっていう印象も持ったということ意見を意見として言わせていただきます。それも



踏まえての予定価格になっているわけだけど。

◎久保委員長 上限価格内に収まっていなかったということですが、プロポーザルですので、当然価格とほかのファクターを組合せて、最終的に落札業者を決めると思います。上限価格内に収まっていなかったことで、それ以外のことについては、もう評価しなかったのでしょうか。県の職員も審査員としておりますので、お聞きしたところです。

◎谷本畜産振興課長 その他の項目も評価しております。

◎寺内委員 再度、検討評価し、もう一度アプローチをかけることになりましたけど、県でもし分かったら、完成時期はどれぐらい遅れるのでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 まだ未定ですが、完成時期は遅れます。令和10年度に開業ということですが、今取組中の部分は当然遅れます。今後、事業費の見込みの精査の結果とか、私どもとの協議の結果によって明らかになってくるので、今時点ではどのくらいとお答えできない状況です。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、畜産振興課を終わります。

これで、農業振興部を終わります。

#### 《林業振興・環境部》

◎久保委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めますが、刑法等の一部改正に係る第5号議案についての説明は、部長が一括して行い、課長の説明は省略したいと思います。

なお、この第5号議案の質疑は、部長の総括説明の後に行います。その他の部長に対する質疑は、従来どおり、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西村林業振興・環境部長 まず、一般会計補正予算について説明させていただきます。2ページでございます。林業振興・環境部補正予算総括表です。総額で10億4,000万円余りの補正をお願いするものです。補正の内容としましては、人件費や、国の経済対策補正に伴うものなどとなります。まず人件費の補正でございますが、私から一括して説明させていただきます。人件費補正の主な理由は、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額と勤勉手当等の改正を反映し計上したことによるもののほか、人員の増、職員の新陳代謝等によるものでございます。なお、次の3ページの特別会計につきましても同様の理由で人件費の補正予算を計上しています。

次に、主な国の経済対策補正予算に伴うものとしましては、木材増産推進課と治山林道課において、造林事業、林道事業、治山事業等の5か年加速化対策等への対応に要する経費を計上しています。なお、林道開設事業費や山地治山総合対策事業費など、公共事業につきましても、当初予算に対する国の交付決定額との差による減額がございますことから、

これら増減を合わせまして、総括表上では表せておりませんが、総額で9億6,000万円余りの増額補正をお願いするものです。その他、こちらの総括表には出てきませんが、繰越明許費としまして、木材増産推進課と治山林道課の造林、林道、治山等の公共事業等をお願いしています。また債務負担行為につきまして、来年度から新たな指定管理期間となる森林研修センター情報交流館と、甫喜ヶ峰森林公園の管理運営委託料を計上しています。

続きまして、当部提出の条例その他議案でございます。4ページの議案目録をお願いいたします。第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案につきましては、後ほど別資料で説明させていただきます。中段以下の第17号議案及び第18号議案は、先ほど債務負担行為で御説明させていただきました、県立森林研修センター情報交流館と県立甫喜ヶ峰森林公園の2施設につきまして、地方自治法の規定により、指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案は、所管課がまたがることから、私から一括して説明させていただきます。

5ページでございます。今回の条例改正は、資料上段の概要にありますように、刑法における懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とする法改正が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の懲役・禁錮に係る規定箇所を拘禁刑に改めるなどの所要の整備を行うものでございます。この拘禁刑の創設の概要につきましては、資料中段の1刑法改正の概要で御説明させていただきます。近年受刑者の改善更生、再犯防止の重要性についての認識が高まります中、受刑期間中の作業従事が、受刑者の改善更生等に有用であるとの見解もございまして、例えば、拘置期間中の作業従事が義務づけられていない禁錮刑の受刑者が、受刑生活のめり張りなどを求め、自ら希望して作業に従事する、いわゆる請願作業が広く行われているといった実情もございました。こういったことを踏まえ、現行の懲役と禁錮の区分にとらわれず、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導等をベストミックスした処遇を行うことを目的に、拘禁刑が創設されることとなったものです。

この刑法改正に伴い、資料下段の2条例改正の概要にありますように、林業振興・環境部所管の6本の条例改正が必要となってまいります。具体的には資料下段にお示ししております、例えば対象条例の左の二つ目でございますが、高知県自然環境保全条例では、自然環境保全地域内で必要な届出を行わないまま、建築物等を新築した者等に対する、その行為の中止や原状回復を求める県の命令に従わない場合などの、罰則規定に懲役と規定しておりますところを、拘禁刑に改めようとするものです。その他の5本の条例につきましても、同様の整備をすることとしております。以上が、今回の条例改正の概要となっております。なお今回の条例改正は、刑法改正の施行の日と同日の令和7年6月1日から施行することとしております。

次に、報告事項でございます。自然共生課から四国カルスト県立自然公園希少植物等保全対策についての報告がございます。最後に、当部が所管する審議会の審議経過等につきましては、6ページ以降に資料を添付しておりますので、御確認をよろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。提出議案等の詳細はそれぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

◎久保委員長 それでは、先ほど部長から説明のありました中で、刑法等の一部改正に係る第5号議案についてのみ、部長に質疑を行います。

◎武石委員 例えば自然環境保全条例に該当すると思われる、天狗高原の希少植物の盗掘なんかも相次いでいたと思うんですけど、そういう行為をすれば、禁錮刑になるんだっていうことを周知徹底して、盗掘防止をしなくてはならないと思うんです。周知する行動について何か御所見があれば、お聞きしたいと思うんですけど。

◎西村林業振興・環境部長 条例の内容について、禁錮とか懲役が拘禁刑になるものがございますけれども、自然環境についての県民の皆様の意識が高くなってきている部分もがございます。ちょうどいい機会でもございますので、広報というか周知には改めて努めさせていただきたいと考えてございます。

◎武石委員 林業振興・環境部の話じゃないけど動物愛護法なんかも、公園に猫なんかを捨てたら動物愛護法違反で法律違反ですよってポスターを貼っているけど、相変わらずそういう行為がやまない。同じように、希少植物の盗掘行為なんかも、やめる、やめさせるためにはこういうことをもっと強く打ち出してもらいたいという思いもありますし、要請をしておきます。

◎久保委員長 この機会を捉えてということで。

以上で、第5号議案の質疑を終わります。

続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈林業環境政策課〉

◎久保委員長 初めに、林業環境政策課の説明を求めます。

◎太郎田林業環境政策課長 当課からは、補正予算と指定管理者の指定の二つの議案につきまして御説明させていただきます。初めに、補正予算について御説明いたします。資料1ページでございます。当課が所管する甫喜ヶ峰森林公園と森林研修センター情報交流館の管理運営委託料に係る債務負担行為の追加でございます。こちらは、続いて御説明する指定管理者の指定に関する議案に係るもので、令和7年度から令和11年度までの5年間の管理代行料の上限を定めるものです。甫喜ヶ峰森林公園は1億3,646万円、森林研修センター情報交流館は9,496万9,000円を計上しております。

次に、条例その他議案について御説明いたします。資料2ページですが、県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案でございます。資料下段に記載して

おりますとおり、情報交流館ネットワークを指定管理者として、3の指定期間につき、議決をお願いするものでございます。

資料3ページは、県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案でございます。こちらは2に記載の一般社団法人高知県山林協会を指定管理者として、3の指定期間につき、議決をお願いするものでございます。

次に、各施設の指定管理の概要等について、御説明させていただきます。資料4ページでございます。まず、森林研修センター情報交流館です。1施設の概要ですが、情報交流館は、森林、木の文化に関する情報の収集・提供とか、森林環境学習の機会の提供、ボランティア活動の支援などの業務を担っており、行事や児童生徒を中心とした、木育や森林環境学習の拠点、また、森林環境保全に取り組むボランティア団体の支援拠点として業務を展開しています。所在地は香美市土佐山田町大平で、森林技術センターや林業大学校と同じく、森林総合センターの敷地内にあります。次に、2(1)指定管理業務の主な内容としまして、施設や設備等の維持管理のほか、森林環境学習の企画・実施や、森林保全ボランティア活動の支援など、こちらに記載の業務を行うこととなっております。その下の(2)指定管理者によるサービス向上等の主な取組事例としまして、こちらに記載しておりますような、自然体験活動の実施など、県民の皆様が森林や木に親しみ、学ぶための様々な機会づくりを進めております。また、小さな子供さんに楽しんでいただけるよう、木製遊具などの整備のほか、SNSを活用した情報発信にも取り組んで、施設の利用促進を図っております。次に、3指定等議案についてでございます。本年8月下旬から10月下旬までの間で、指定管理者の募集を行いましたところ、情報交流館ネットワークの1団体から申請がありました。その後、学識経験者や、森林環境教育に携わる方など、5名の有識者で構成する審査委員会で審査を行い、情報交流館ネットワークが指定管理者の候補者として適当であるとの評価を受けましたことから、今回、補正予算と併せて、情報交流館の指定管理者の指定について議決をお諮りするものでございます。

資料5ページでございます。続きまして甫喜ヶ峰森林公園について御説明させていただきます。まず、1施設の概要ですが、同公園は、昭和53年に天皇陛下をお迎えして開催した全国植樹祭の会場となった102ヘクタールの県有林を県民の憩いの場、また、児童生徒の自然体験や学習の場として幅広く利用できるよう整備した森林公園です。公園内には、森林学習展示館や研修棟、キャンプ場などを有しております。次に、2(1)指定管理業務の主な内容としまして、施設や設備等の維持管理のほか、公園内での行商の実施など、条例に規定する行為等の許可、キャンプ場の利用受付、森林環境学習の指導・支援などの業務を行うこととなっております。その下の(2)指定管理者によるサービス向上等の取組事例としまして、森林の働きと防災について学ぶ森林環境学習の実施でありますとか、広大な公園の森林を活用した自然観察会や、トレイルランなどのスポーツイベントを企画し

て、県民の皆様が森林に親しみ、学びを深めるための取組を行っております。また、先ほどの情報交流館と同様に、SNSを活用した情報発信にも取り組んで、施設の利用促進を図っております。次に、3指定等議案につきましては、情報交流館と同じ日程で指定管理者の募集を行いましたところ、一般社団法人高知県山林協会の1団体から申請がありました。審査委員会での審査の結果、高知県山林協会が指定管理者の候補者として適当であるとの評価を受けましたことから、補正予算と併せて、甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定について議決をお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 指定管理者名も上がりましたが、特に異論はありませんので、従来どおり、しっかりとした幅広い取組をしてもらいたいと思います。この指定管理者だけではないけど、職員の皆さんあつての活動になると思うので、職員の皆さんのモチベーションが高まるような処遇改善もしていただきたいと思いますので、要請しておきます。

◎寺内委員 森林研修センターと甫喜ヶ峰森林公園の指定管理で、課長の説明では公募をかけて1者のみであるとのこと、競争性は働かなかつたことになりそうですけれども、その要因はどのように考えられますか。

◎太郎田林業環境政策課長 要因は、なかなかつかみ切れない難しいところではあります。ただ、県のホームページとかさんSUN高知での募集の周知もしっかりと行いましたし、また手が上がりそうな個別の事業者にも一応お声掛けもさせていただいたところです。お答えにはなっていないかもしれませんが、原因は正直難しい状況でございます。

◎久保委員長 十分周知はしていたということですか。

◎太郎田林業環境政策課長 はい。

◎寺内委員 両指定管理者が、これまでもやってこられてノウハウもあつて、評価をされているから、応募しても勝てないだろうというところもあるかもしれない。ここが悪いと言っているのではなくて、公募を続ける限り、競争性に向かうような努力はしていただいで。当然こちらのほうが、今もやってきてノウハウがありますから、その分は、評価したいと思うんです。

先般も議会で知事にお伺いしたときに、公募をかけたところについては、利用料金制を採用しますので、甫喜ヶ峰がキャンプ場の利用料とかで利用料金が出てくると思うんですけども、利用料金制の説明をお願いできませんか。

◎太郎田林業環境政策課長 利用料金の状況でよろしいでしょうか。

◎寺内委員 利用料金をそのままもらえるということで。今回も新たな分が出てきていますよね。今、指定管理で入ってますので、例で言うたら、これは指定管理料ですよね、この利用料金が当然入ってますからそれを上乗せして入っているんだと理解しているんです

よ、指定管理者にもらえている分と思っているんです。そこら辺の説明をお願いしたいという意味です。指定管理料は、次の時期の議案がきていますよね。これまでの分を確認しながら言っているんですけれども、今後についても、利用料金制だから利用料金が入れば当然、指定管理者に入るものと思って、審査に臨もうと思っているんですけど、そこら辺の説明を。

◎太郎田林業環境政策課長 甫喜ヶ峰の森林公園について、条例で規定している露店行商を行う場合の利用料が、1日の単位面積当たりの利用料が約20円という単価ですけれども、昨年度を含めて近年、利用料収入の実績はない状況です。一方、情報交流館につきましては同じく条例で、施設の中の木工室とか会議室等の利用があるんですけれども、令和5年度の実績が11万7,000円、大体毎年このぐらいの額ですけれども、そのような状況での、利用料ということで加味させていただいております。

◎寺内委員 今言われた11万7,000円は、利用料金制ですから頑張った分はもらえるということで当然指定管理者に入っていると考えていいんですね。

◎太郎田林業環境政策課長 そのとおりでございます。

◎寺内委員 公募をかけて競争性がなかったことは別として、頑張っているところはあると思うんですけれども、利用料金がなかったとすれば余計ですけれども、どんどん活用してもらえれば仕事が増えるじゃないですか。減れば仕事が減るということは、指定管理者の大きなメリット・デメリットでもあろうかと思うんですよ。それを、施主である県はしっかりと監督しないとイケないですけれども、双方に対してインセンティブをどのように与えていくか、どのように考えられているか、お聞かせ願えませんか。

◎久保委員長 要は、利用者が多くなったらなったなりに、甫喜ヶ峰だったら山林協会にメリットがあるようにしなければならぬのではないかと思うけれども、そのところどうかという御質問だと思います。

◎太郎田林業環境政策課長 特に甫喜ヶ峰森林公園は、整備してから50年近くたとうとしております。そういった施設の整備を、限られた県の財政の制約がある中で、より県民の皆さんにとっても魅力ある施設にしながら、リニューアルし充実した施設の下で、より利用料を、また自主事業での収入を上げられるような、指定管理者がより活動しやすいような整備を県としても、しっかりとやっていく必要があると思っております。

◎寺内委員 指定管理は、当然この分は否定はしませんけれども、実情、どうしても活用されている方の数が評価の一つになってくると思うんです。裏には指定管理者がいくら頑張ろうが、施設整備で、県もただ監督するだけではなくて、必要な協力を、私はインセンティブの一つだと思いましたので、ぜひとも整備等についても、指定管理者が頑張れるような状況をつくっていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

◎はた委員 利用者をどう増やしていくのかについて、管理業務の内容は、県が一定こう

いった形をお願いをしたいとして、手が挙がってくると思うんです。利用者を増やすため、いろんなところが取り組んでいる一つに、飲食ができる空間を楽しむ、イベント行事がなくても飲食の提供があることによって利用者が増えるとか、滞在期間が長くなって、イベントの参加もしやすくなるということが出来る条例設計になっているのか。条例に規定する行為の許可になってくるので、許可の範囲が柔軟になっているかどうか、そういった流れに沿った条例になっているかどうかという点では、どうでしょうか。

◎**太郎田林業環境政策課長** 利用料金が絡んでくることは間違いないので、条例の改正を議会のほうでも御相談させていただくことになろうかと思っております。

◎**はた委員** 例えば委員会で天狗高原を視察させていただいたときに、キャンプ場の隣でコーヒーとかお菓子とかを出す露店とかお店があったんですけども、いろんなお店が出るということは、条例上許可できるから認めているってことですね。そういう、いろんな人たちのニーズに応じていくような条例設計になっているのかどうか。それが指定管理の計画書の中に挙がってくる、県としてそういう指定管理の委託をお願いしていく流れになっているのかどうか。

◎**久保委員長** まず、甫喜ヶ峰で飲食が許されることになっているかどうかについてはどうですか。

◎**竹崎林業振興・環境部副部長** 甫喜ヶ峰に関しましては、課長から説明しました行商に関する手続の中で可能になっております。両施設とも、施設を利用して自主事業をやっていただくことを認めておりますので、イベントなんかのときには自主事業ということで可能になる部分があるということになっております。

◎**はた委員** 研修センターでも飲食の提供は、県としては認めているということですか。

◎**竹崎林業振興・環境部副部長** 施設の利用目的の中に林業の普及とか森林環境学習がございますので、そうした趣旨に沿うものであれば、一緒に飲食も出していただけるということでございます。

◎**はた委員** 要望になるんですけど、指定管理業務を委託する側として、業務内容の中に、利用者の向上とか利用滞在期間の拡大を目的にした飲食とか販売とかを認めていく条例運営をしていただきたいと思います。お願いしますと思います。

◎**西村林業振興・環境部長** 指定管理施設について、利用が増えることは大事なことでございますので、今の条例の目的の範囲の中で行商とか可能なものもございまして。ちょうど植樹祭も令和10年に開催される予定でございまして、そういったことも含めて、施設の利用を促していく努力もしてまいりたいと思いますので、しっかりと指定管理者とも話をしながら、努めてまいります。

◎**久保委員長** 甫喜ヶ峰の公園の利用者の動向は、最近どうでしょうか。昭和53年に設置されて、50年ぐらいたったというお話もあったんですけども、利用者の最近の動向は、

大体右肩上がりとか、ちょっと下がっているとか、その程度で構いませんけど。

◎太郎田林業環境政策課長 両施設とも、入園者・来園者は増加傾向にはあると認識しております。特に甫喜ヶ峰森林公園は、今日の資料には内訳を書いておりませんが、キャンプ場の利用者、コロナ禍も挟んだアウトドアブームといったところもありまして、同様に増えている傾向にあると認識しております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、林業環境政策課を終わります。

#### 〈木材増産推進課〉

◎久保委員長 次に、木材増産推進課の説明を求めます。

◎大野木材増産推進課長 当課の12月補正予算について御説明をさせていただきます。1ページの資料⑥追加議案説明書（補正予算）の歳出でございます。右側の説明欄の1造林事業費の造林事業費補助金は、森林の公益的機能の発揮等を図るため、国費を活用して再造林などの森林整備を支援するものでございます。その下の事務費でございますが、補助事業の現地確認検査の委託などとなっております。いずれも国の経済対策であります補正予算に対応する事業といたしましてお願いするものでございます。

次に、2ページの繰越明許費明細書について説明させていただきます。中ほどの事業名欄でございます、造林事業費となりますが、先ほど説明させていただきましたように、国の補正予算に対応したもので、十分な事業期間が確保できないことから、繰越しをお願いするものでございます。

以上で、木材増産推進課の説明を終わらせていただきます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎はた委員 再造林のところで、工石山の青年センターの近くの山が大規模に切られていますけれども、再造林の計画は示されて、予算も確保されているのでしょうか。

◎大野木材増産推進課長 工石山の件につきましては、既に再造林に取りかかっていると聞きしておりまして、今年度中には基本的に植えられるものと考えてございます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、木材増産推進課を終わります。

#### 〈治山林道課〉

◎久保委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎中屋治山林道課長 治山林道課の補正予算案の説明をさせていただきます。治山林道課の1ページを御覧ください。資料⑥追加議案説明書（補正予算）の資料となっております。右の説明欄で御説明させていただきます。まず、6林道費では、国の補正予算への対応と当初予算と国の内示差との調整を合わせてお願いするものです。1林道開設事業費の7,000万円余りの減額は、県営事業費における国の経済対策等への補正対応として、香美市の河



口落合線 1 工区など 4 路線 5 工区の開設費として 2 億 7,000 万円余りの増額と、内示差 2 億 8,000 万円余りの減額による差額 1,000 万円余りの減額と、林道開設事業費補助金での内示差 6,000 万円の減額を合わせたものとなっております。その下の 2 林道改良事業費の 1,200 万円余りの増額は、市町村が実施する林道改良事業として、津野町の横谷線など 3 路線で、橋梁の補修やのり面改良などを実施するため、国の補正予算による 4,500 万円の増額と、当初予算の内示差による 3,200 万円余りの減額の差額となっております。

次に 2 ページをお願いします。3 道整備交付金事業費では、県営事業費において、前年度からの繰越し事業が今年度末まで工期延長することにより、令和 6 年度に予定していた事業の実施を見送った工事などで 9,700 万円余りの減額、また、林道用地の承諾が得られず、やむなく中止したものなどで減額した、道整備交付金 1,100 万円を合わせ、1 億 800 万円余りを減額するものです。7 治山費につきましても、林道費と同じく国の補正予算への対応と併せて、当初予算の国の内示差の調整をお願いするものとなっております。1 山地治山総合対策事業費の 6 億 800 万円余りの増額は、災害箇所の復旧対応として、馬路村明賀屋敷など 13 か所約 7 億 3,500 万円の増額分と、当初予算に係る国の内示差 1 億 2,600 万円余りの減額の差額として、6 億 800 万円余りの増額補正をお願いするものです。次の、2 山地防災事業費の 2 億 300 万円余りの減額は、当初予算に係る国の内示差です。次の、3 保安林整備費の 50 万円余りの増額は、国から委託を受けている保安林への指定や解除に係る法定受託事務を担当する職員の給与改定によるものとなっております。これらを合わせ、7 治山費で 4 億 500 万円余りの増額をお願いするものです。

次の 3 ページをお願いします。前述しました、6 林道費と 7 治山費を合わせまして、2 億 3,800 万円余りの増額となっております。

次の 4 ページを御覧ください。まず、経済対策の繰越し明許費の追加として、6 林道費の林道改良事業費では、国の補正予算に対応するため、津野町の横谷線など 3 路線 4,500 万円を繰越し予定としてお願いするものとなっております。次に、同じく経済対策の繰越し明許費の変更となります。6 林道費の林道開設事業費では、国の補正予算対応のため 2 億 7,100 万円余りを追加し 8 億 5,000 万円余りに変更、また、7 治山費の山地治山総合対策事業費では、国の補正予算対応のため、馬路村明賀屋敷など 13 か所において約 7 億 3,500 万円を追加し 13 億 3,700 万円余りに変更して、それぞれ繰越し予定としてお願いするものです。

次に、追加資料の 1 ページをお願いします。こちらは、資料②議案説明書（補正予算）となっております。本年度の当初予算に係る箇所の、9 月にお願いした分に対しての繰越し明許費の追加となっております。7 治山費の災害関連緊急治山等事業費では、大豊町西川において、林道災害との調整に不測の日数を要し、7,400 万円余りの繰越しをお願いするものとなっております。最後に、同じく当初予算の繰越し明許費の変更として、7 治山費の山地治山総合対策事業費では、大豊町下桃原など 4 か所で工事用地の流木補償交渉に不測の

日数を要するなど、年度内完成が見込めないことから、3億8,000万円余りを追加し8億3,200万円余りへの変更をお願いするものとなっております。いずれの事業も適正な事業執行に努めてまいります。

以上で、治山林道課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎はた委員 国の内示差による減額が結構な件数あるなと思ったんですけども、これはいつものことなのかどうか。そういうことでなかなか進まないっていうことも、続いているのかどうか。

◎中屋治山林道課長 国の内示差につきましては、ほぼ満額つくのは厳しい状況が最近続いております。経済対策の補正で、その分は対応していく流れになっておりますが、今回につきましては、当初予算時に実施する予定だったところで国の内示がつかなかったことの対応で、現場で用地承諾の再交渉であったり、前年度工事の状況で再調査が必要になった箇所が少し多かった関係で、全体の内示差の額が多くなり、なおかつ補正に乗せることができなかったことになっております。その分につきましては、次の当初予算で対応していきたい。中には工事自体が中断しているところも今回ありましたので、そういう状況で100%つくのは難しいですが、国にはしっかり要望しているところでございます。

◎はた委員 いろんな工事含めて中山間では大事な仕事で、経済への影響が大きいと思うので、国の内示がきちんとつく、また、現場が困らないような予算になるようにぜひ県からも声を上げていただきたいと要望しておきます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、治山林道課を終わります。

これで、林業振興・環境部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎久保委員長 続いて、林業振興・環境部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈自然共生課〉

◎久保委員長 四国カルスト県立自然公園希少植物等保全対策について、自然共生課の説明を求めます。

◎濱口自然共生課長 当課からは、四国カルスト県立自然公園希少植物等保全対策について、本年度の取組を報告させていただきます。報告資料の2ページでございます。まず、1 本年5月から11月まで行いました調査等について説明いたします。(1) 植生回復調査につきましては、探勝路内の五つの地点について、碎石を除去しまして、うち4地点に付近で採取した植物の種まきを行い、調査を行いました。また、1地点は対照区として種まきをせず調査しております。場所につきましては、次の3ページでございますが、検討委員

会の委員と相談しまして探勝路沿いの赤い①から⑤まで、五つの地点を選定しております。結果としまして、9月の委員会現地調査におきまして説明させていただきました、種まきを行った地点では発芽が確認され、また、対照区や一部の地点では、ササやヨモギ等が再生、生育が見られたところがございます。

次に、(2)移入種モニタリングでは、エリア内を巡視しまして、移入種を発見した場合、記録して除去を行いました。22の地点で移入種108個体を発見しましたので、記録した上で全て除去を行っております。

次に、2草原の保全に関する取組についてでございます。近年、火入れが行えていない状況ですので、本年度、ボランティア等による草刈りを、津野町と牧野植物園の協定により3回実施しております。実施場所については次のページでございますが、資料中ほどの赤い丸で囲んだ草刈り実施の吹き出しの部分でございます。実施した草刈り前後の様子につきましては次のページをお願いいたします。上下に実施前後の写真を並べております。草刈り後に実施された観察会では、近年見られていなかったサクラスミレ等の絶滅危惧種が確認されたところとあります。牧野植物園によりますと草刈りによる効果があったものと聞いているところがございます。説明させていただきました1と2の結果につきましては、次回、第6回の検討委員会で委員に報告させていただきます。結果についての意見を伺った上で今後の取組について協議を行いたいと考えております。

次に、3カルストテラス来館者数についてです。カルストテラスは、令和4年4月にオープンしていますが、令和4年度の来館者数は5万人余り、令和5年度は6万2,000人余りとなっております。令和6年度は11月末現在で、5万8,000人余りとなっております。昨年度の同時期が5万4,000人余りでしたので、同時期で比べると7.6%増となっております。また、本年度は来館者を含めまして、探勝路を歩いた方々を対象にアンケートを実施しております。現在、900人余りのアンケートが集まっておりまして、検討委員会の委員が、集計、分析を行っております。次回検討会ではその結果も含めまして、報告させていただく予定です。

次に、4次回(第6回)検討委員会の開催(予定)についてですが、委員と日程調整を行いまして、1月から2月の間で開催を計画しております。協議内容の案としましては、先ほど説明させていただきました、今年度の植生回復調査やモニタリング、草刈りの実施、そして、アンケート結果などを報告した上で、令和7年度の取組について協議したいと考えております。また、検討委員会は本年度末までが設置期限となっておりますので、今後の方向性についても協議をしたいと考えているところです。

以上で、説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 またアンケート結果の内容について、可能であれば、委員会でもお知らせい

ただきたいと思います。要請です。

◎はた委員 委員会で現地に行かせていただいたときに、検討委員のメンバーに地元の方をという委員からの意見、また現場からの意見もあったかと思うんですが、検討委員会のメンバーは改善されたんでしょうか。

◎濱口自然共生課長 今年度の委員会のメンバーにつきまして特に変更はしておりません。地元の方々の意見もしっかり言ってくださる方で構成していると考えております。

◎はた委員 今後、メンバーの選定の在り方とか、メンバーをどういうふうがいい形にしていくかでは、県として、改善というか変更する余地はあるのかどうか。

◎濱口自然共生課長 まず、委員会の継続についてお諮りした上で、委員の選定について考えさせていただければと思っております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、自然共生課を終わります。

これで、林業振興・環境部を終わります。

昼食のために休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時58分～12時59分)

◎久保委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 《水産振興部》

◎久保委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎濱田水産振興部長 水産振興部が提出しております議案につきまして総括説明を申し上げます。まず、本議会に提出しております、令和6年度12月補正予算について御説明します。資料の2ページをお願いします。水産業振興課から、債務負担行為の追加をお願いしています。これは、土佐湾の海洋調査や浮魚礁調査等を行う、土佐海洋丸の令和7年度から9年度の3か年の運航等の委託料について、債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。3ページをお願いします。これまでに議決をいただき執行しております漁港漁場課の事業について、市町村工事の遅延のため、来年度への繰越しをお願いするものでございます。

次に、追加議案で提出しております補正予算について御説明いたします。資料の4ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いします。今回は、全課から補正予算をお願いして

おります。総額が8億329万5,000円となっております。まず、全課で人件費の補正がありますので、一括して御説明いたします。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、職員の新陳代謝等によるものでございます。また、会計年度任用職員改定分につきましても同様に計上しております。人件費の補正以外に、漁港漁場課では、国の総合経済対策予算を活用する漁港整備の予算についてお願いしております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。資料の5ページをお願いします。4ページで説明しました、国の総合経済対策予算を活用した漁港漁場課の予算につきまして、計画調整等に時間を要することや、市町村工事の遅延などから、来年度への繰越しをお願いするものでございます。議案の詳細につきましては、各課長から説明をさせていただきます。また、6ページに各種審議会の審議結果等について添付しております。

私からの総括説明は以上でございます。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、水産業振興課の説明を求めます。

◎津野水産業振興課長 当課の令和6年度12月補正予算につきまして御説明いたします。当課からは、人件費の補正予算のほか、債務負担行為の追加1件をお願いしております。資料の4ページ目をお願いいたします。表の調査船運航等委託料につきましては、水産試験場の海洋漁業調査船土佐海洋丸の令和7年度から令和9年度までの3か年の運航等委託料につきまして、2億1,930万8,000円の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。土佐海洋丸は、土佐湾とその周辺海域の水温、塩分濃度、プランクトンなどの海洋観測、ブリ養殖の種苗となりますモジャコの分布状況調査、ブリ、マグロ類、イワシ、アジ、サバなどの重要魚種の資源調査など、本県の漁業振興を図る上で重要となります基礎的なデータの収集のほか、土佐黒潮牧場の点検などの役割を担っております。この委託業務は、入札公告から契約までに2か月ほどの日数を要することから、令和7年度当初予算では4月初めから実施するこれらの調査に間に合いませんので、3月中の契約締結が必要となりますことから、債務負担の追加をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 土佐海洋丸でいろいろ計測もしていただいていると思うんですけど、ニュースなんかで見ると、海水温の上昇で養殖魚が死んだりとか聞きます。去年の委員会の視察で鹿児島県に行ったときに、鹿児島湾での養殖について、海水温が高くなったから水深を深くしてやっているとかいうお話も聞いたんですけど、海水温の上昇の影響はどのように把握されていますか。

◎津野水産業振興課長 例えは養殖の場合でございますと、今年も夏場に、出荷用に準備として港の中に持ってきた魚が死んだ事故が発生している旨を聞いております。水温が上昇しているときにそうした無理なこと、あるいは餌を多くやり過ぎてしまうことになりますと、酸欠とか体力の低下をもたらすことで魚が死んでしまうことがございます。県としましては漁業指導所を通じまして、水温が高いときに出荷を行う場合は早めに港の内側、水温が高くなる場所に持ってこないようにして、なるべく沖でできる作業を済ませておいて速やかに出荷できるように、漁協と連携して指導してきております。それから養殖漁場につきましては、土佐海洋丸の調査はかなり沖のほうになりますので、各漁業指導所が別途、養殖漁場周辺の水温、塩分濃度、プランクトンの状況なんかを調査しまして、漁協を通じて、各漁業者さんに通報しますとともに、NABRASを通じても観測結果はお知らせしているところでございます。

◎武石委員 しっかり指導体制をとっていただきますようお願いいたします。

それと、一つ御報告なんですけど、高知家の魚応援の店がありますよね。1か月ぐらい前に、サッポロビールが取引のある店の中で高知家の魚応援の店の経営者を高知に連れてきていただいて、四万十町とか幡多の方をいろいろ見てもらって、試食というか夕食会なんかもやってすごく好評だったと聞いています。そこに窪川の黒鳥という打刃物の工場があるんですけど、出張販売をしたらかなり売れたらしくて、そうやって高知に足を運んでいただいて高知を応援してくれる方々って本当にありがたいなと思った次第であります。高知のうまい魚を食べに来ようという観光客にも来てもらうように、ぜひこの流れをさらに加速させていただいたらありがたいなと思いましたので、発言させてもらいました。そのことについて、御存じのことがあったら言ってもらえたら。

◎山崎水産業振興課企画監（水産物外商担当）兼水産物外商室長 11月に産地の見学会をさせていただきました。この事業自体が10年、11年を迎えて、やはり産地に来てもらうことで産地の生産者の作り方とか漁場とかを見てもらうことで、売る気になるんだというアンケートの報告もありますように、ここがこの応援事業の肝でもあります。先ほどのサッポロビールは、今回の事業の受託者でありますけれども、これまでやっていた委託者ではなく、しっかり売り掛けといいますか信頼のおけるお客さんと呼んでいただいて、ここ2年ぐらいはチェーン展開しているところなんかを呼んでいただいています。高知でも加工度が上がった魚も提供できるようになったので、売上げにつながっていると聞いていますし、先ほどの黒鳥もかなりの売上げとの報告をいただいております。食に携わる全てのものを、魚だけではなくて、それ以外の農林といいますか農業も含めて進めていきたいと思っております。

◎寺内委員 調査船は非常に大事なので応援したいと思うのでお聞きしたいんですけど、気候変動が起きて、気候変動に適應する法律も新たにできて、気候変動適應センターが必

置になって高知県も設置しています。海の情報は大事なので、調査船は水産にかかわらず、安全にしっかりとやってもらいたい。そのときに、委託費については必要だと思うんですけども、調査船のさらなる機能を生かすために、高度になって調査費が高額になってきているんですけども、国に対する要求はどんなものなんでしょうか。

◎津野水産業振興課長 調査船の運行に関します予算獲得で苦労します部分が、調査が高度になってというところは、機器類を使って円滑に進めることができているんですけども、燃油費の高騰に合わせてそこを確保するのが少し難しくなるかなということがございます。水産試験場としては、調査をいかに円滑に進めるか、複数の調査を1回の航海でまとめてやることを考えて効率的に調査を進める、確保できました燃油費の中で十分できるように考えながら、調査を実行してるところがでございます。

◎寺内委員 農業だけではなく漁業の調査船についても重油が上がったら大変な影響を受けますので、また応援もしていきたいと思っておりますので調査をお願いしたいと思っております。あわせて、商船についても業者についても、船乗りの成り手が少ないということがあるんですけども、調査船について、乗組員について特に問題等はないんでしょうか。

◎津野水産業振興課長 委託先からのお話ですと、土佐海洋丸は大型船舶になりますので、海技士免許を持っている船員の確保に苦労があると聞いております。現在のところ、今確保されている乗組員が継続して乗ってくださる意思をお持ちとのことですので、何とかなっている状況かと考えています。

◎寺内委員 あと1点運航で、着岸する栈橋なんですけど、去年見に行ったときに、非常に老朽化して整備をしないとイケない状態でしたけれども、予算要求もしていたということでしたけれども、整備はされたんでしょうか。

◎津野水産業振興課長 令和7年度予算に計上させていただくことにしております。

◎はた委員 調査船の調査項目の範囲についてお聞きしたいんですけども、水質とかプランクトンとか魚についての調査と説明があったんですが、今、漁業者また消費者から心配されているのが海の環境汚染で、こういった調査が県の調査船でできる体制なのかどうか、そもそも制度上、環境汚染なんかの調査ができないのか、詳しく教えていただければと思うんですが。

◎津野水産業振興課長 土佐海洋丸の業務につきましては、水産資源に関する調査とか、漁業の漁獲状況等に反映されますいわゆる海況についての調査を業務とさせていただいておりまして、例えば汚染物質の調査といったものには船の装備とか、現在の委託業務の中でなかなか対応できていない状況でございます。そういった業務をさらに追加することになりますと、調査の航海日数も現状ではかなりいっぱいになっている状況ですので、分析につきましては専門の機関にお願いする形にして、土佐海洋丸での観測自体は水を採ってくるとかに限られると考えます。

◎はた委員 水産資源に関わって言うと、例えば宿毛、沖の島、鶴来島、大月もそうですけど、サンゴがあるから魚が来て、大きな魚も来て、漁師たちが潤う環境があったかと思うんですけど、温暖化によりサンゴがなくなっていくことによって、とれる魚も変わってくるし、全くとれなくなったものも出てくる。そういう資源とサンゴとの関係というか、高知独特の調査といったものが大事だと思うんですけども、環境変化で水産資源が変わっている、厳しくなっているといった調査は、この船でできることとはまた別で、できることがあると思うんですけど、どういうふうにされているのか。

◎津野水産業振興課長 サンゴ礁は起伏のある海底地形を形成しますことから、魚の隠れ場になることもございまして、例えばイセエビとか沿岸域にいるイシダイのような魚の隠れ場になるので、重要な環境になると考えてございます。そういったところの調査はやはり地元の漁業者の皆様のご協力を得ながらごく沿岸域での調査をする必要があるかと考えます。土佐海洋丸は、水面下3.8メートルほど水深がありますので10メートルより浅いところは起伏の関係で座礁のおそれが強くなり入れないので、沿岸域で調査をする必要があるかと考えます。

◎今城委員 3年くらい前にモジャコがとれなくて、調査を早くしてくれとかもあったんですよね。今のモジャコ漁はどういう状況で、この船の運航を早くするとかもやっているんですか。

◎津野水産業振興課長 モジャコ漁業の皆様からの御要望をいただきまして、現在3月から調査をさせていただいております。調査の結果をNABRASを通じて、あるいは漁協、それから漁業者の方へ直接通知、広報させていただいているところでございます。

◎今城委員 養殖業者が欲しい量、充足100%になっているんですか。

◎津野水産業振興課長 令和3年にかなり不良で、養殖事業者の充足率が50%程度になったことがございましたけれども、以降は順調に漁獲されておりました、ほぼ満たしていると聞いております。

◎久保委員長 3月からということは債務負担とってやっているわけですか。

◎津野水産業振興課長 契約期間は3月31日まででございますので、3月中の調査はできません。

◎久保委員長 3月までと、次年度はまた別でやっているということですか。

◎津野水産業振興課長 3月の調査結果と4月からの調査ということで、月ごとで。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、水産業振興課を終わります。

#### 〈漁港漁場課〉

◎久保委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎松澤漁港漁場課長 当課からは、まず、議決をいただいております繰越明許費の変更、次



に、国の総合経済対策への対応による補正予算、最後に、補正予算に伴う繰越明許費について御説明させていただきます。初めに、繰越明許費の変更につきまして、資料の1ページを御覧ください。事業名の欄の漁業集落環境整備事業費、市町村事業指導監督事務費は、黒潮町の佐賀地区で行う雨水排水対策の工事が遅延したことによる繰越しの変更をするものでございます。

次に、国の総合経済対策への対応のための補正予算につきまして御説明させていただきます。今回は、国の総合経済対策への対応のため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、漁港施設の台風・低気圧対策や老朽化対策といったインフラ整備を加速するための予算の補正をお願いするものでございます。3ページで詳細を御説明します。右端の説明欄の1番下の広域水産物供給基盤整備事業費は、水産物の生産拠点で、荒天時の避難港となっています安芸漁港で異常気象時の長周期波に対する港内静穏度の向上を図るための、沖防波堤の延伸工事を行うものでございます。その下の水産基盤ストックマネジメント事業費は、県が管理しています、奈半利町の加領郷漁港、土佐清水市の清水漁港など4港で岸壁や泊地などの老朽化対策として、機能保全工事を実施するものでございます。

4ページを御覧ください。漁業集落環境整備事業費は、土佐市の宇佐地区で浸水対策として雨水排水路の整備を行うものでございます。

最後に、補正予算に伴う繰越し明許費の変更について御説明させていただきます。5ページをお願いします。事業名の欄の広域水産物供給基盤整備事業費、水産基盤ストックマネジメント事業費、漁業集落環境整備事業費では、先ほど御説明いたしました、国の総合経済対策への対応のための補正予算全額を繰り越すことから、繰越しの変更をするものでございます。

漁港漁場課の説明は以上でございます。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、漁港漁場課を終わります。

これで、水産振興部を終わります。

#### 《採決》

◎久保委員長 これより採決を行います。

今回は議案数7件で、予算の議案が4件、条例その他議案が3件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第17号「高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおりに可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第17号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号「高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第33号「令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第33号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第34号「令和6年度高知県営林事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第34号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

《意見書》

◎久保委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出をされております。まず、「食料支援と米の安定供給を求める意見書(案)」が、日本共産党から提出されております。意見書(案)の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎久保委員長 それでは、意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 食料支援と米の安定供給を求める意見書ということですが、趣旨そのものに、全体的に賛成をしかねるということですが、現在政府として、米飯の拡大でありますとか、また、食の支援の一環として学校給食であるとか、子供食堂等々に備蓄米放出をしている。これは、政府の備蓄米の無償交付制度によって行われておりますので、この制度の趣旨にのっとって政策を行うべきという思いから、反対という討論をさせていただきたいと思っております。

◎ 項目の2番に書かさせていただいているんですが、備蓄米の提供の趣旨は皆さん同意されていると思うんですが、18歳以下と国が制限をしまして、今の現実問題として、大学生なんかの食料支援の現場は、この備蓄米を活用できない状況になっています。備蓄米提供の趣旨に照らせば、年齢制限はなくてもいいのではないかと思います、この意見書を提出させてもらってるので、ぜひ、困っている現場があるということで、この年齢制限に重きを置いて検討していただきたいです。以上です。

◎ ただ、反対ということですね。

◎久保委員長 正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書(案)」が、自由民主党、日本共産党、一燈立志の会、県民の会、公明党、自由の風から提出されております。意見書(案)の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎久保委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

(なし)

◎久保委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出をすることといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、17日は休会とし、18日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会は、これで閉会いたします。

(13時29分閉会)